○境港港湾施設条例

昭和45年４月１日条例第３号

改正

昭和47年４月１日条例第５号
昭和48年３月26日条例第３号
昭和49年３月13日条例第４号
昭和49年８月２日条例第８号
昭和49年10月28日条例第９号
昭和50年３月14日条例第１号
昭和50年７月21日条例第３号
昭和51年６月17日条例第６号
昭和53年10月11日条例第３号
昭和54年３月12日条例第１号
昭和55年３月28日条例第１号
昭和55年６月５日条例第２号
昭和57年７月31日条例第２号
昭和57年11月30日条例第４号
昭和58年３月17日条例第２号
昭和59年７月28日条例第５号
昭和59年11月６日条例第７号
昭和60年12月７日条例第１号
昭和61年11月14日条例第２号
昭和62年３月17日条例第１号
昭和63年３月24日条例第１号
平成元年３月28日条例第10号
平成２年１月31日条例第３号
平成２年３月22日条例第４号
平成４年３月26日条例第６号
平成５年３月25日条例第８号
平成６年１月28日条例第５号
平成８年３月27日条例第６号
平成９年３月27日条例第３号
平成10年３月23日条例第４号
平成11年３月10日条例第２号
平成12年３月29日条例第４号
平成13年３月29日条例第５号
平成13年11月14日条例第７号
平成14年３月26日条例第17号
平成15年３月12日条例第６号
平成15年７月11日条例第９号
平成16年３月24日条例第３号
平成16年５月21日条例第５号
平成18年１月31日条例第３号
平成18年11月15日条例第11号
平成19年３月16日条例第12号
平成20年４月１日条例第７号
平成20年11月20日条例第10号
平成20年11月20日条例第11号
平成21年11月10日条例第６号

平成22年３月24日条例第５号
平成22年６月28日条例第７号
平成25年３月27日条例第２号
平成26年３月28日条例第２号
平成26年11月10日条例第６号
平成27年10月４日条例第６号
平成29年４月１日条例第５号
平成31年３月８日条例第１号
令和元年７月１日条例第５号
令和元年11月18日条例第６号
令和元年11月18日条例第７号
令和２年11月２日条例第７号

境港港湾施設条例

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　指定管理者による管理（第５条―第12条）
第３章　港湾施設の使用の許可等（第13条―第15条）
第４章　使用料等（第16条―第20条）
第５章　工作物等の設置の許可等（第21条―第30条）
第６章　罰則（第31条・第32条）
第７章　雑則（第33条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、港湾施設の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「港湾施設」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する施設のうち次の各号に掲げる施設及びその附属施設並びにこれらに準ずる施設で境港管理組合が管理するものをいう。

（１）　水域施設　航路、泊地及び船だまり
（２）　外郭施設　防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
（３）　係留施設　岸壁、係船浮標、係船くい、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場
（４）　臨港交通施設　道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
（５）　航行補助施設　航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
（６）　荷さばき施設　固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地、上屋及びコンテナ上屋
（７）　旅客施設　旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
（８）　保管施設　倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
（９）　船舶役務用施設　船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設、船舶修理施設並びに船舶保管施設
(10)　港湾公害防止施設　汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
(11)　廃棄物処理施設　廃棄物埋立護岸、廃棄物焼却施設、廃棄物受入施設、廃棄物破砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設
(12)　港湾環境整備施設　海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
(13)　港湾厚生施設　船舶乗組員及び港湾労務者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
(14)　港湾管理施設　港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫、マリーナ管理棟その他の港湾の管理のための施設
(15)　港湾施設用地　前各号の施設の敷地
(16)　移動式施設　移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設

(17)　港湾役務提供用移動施設　船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
(18)　港湾管理用移動施設　清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設

（制限区域等）

第３条　港湾施設のうち港湾管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する区域（以下「制限区域」という。）には立ち入ってはならない。ただし、立入りの必要があるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

２　委員会は、前項の規定により制限区域を指定したときは、その区域を告示するものとする。

（禁止行為）

第４条　港湾施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　港湾施設の利用を妨げる行為
（２）　港湾施設をき損し、又は汚損する行為
（３）　前２号に掲げるもののほか、港湾施設の保全上又は管理上支障となるおそれのある行為であって規則で定めるもの

第２章　指定管理者による管理

（指定管理者による管理）

第５条　管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に次に掲げる港湾施設（以下「指定管理施設」という。）ごとに、当該港湾施設の管理に関する業務を行わせることができる。

（１）　境港公共マリーナ
（２）　境夢みなとターミナル

２　指定管理施設は、それぞれ、管理者が定める区域内の港湾施設とする。

３　管理者は、前項の規定により指定管理施設に係る区域を定めたときは、その区域を告示するものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第６条　管理者が指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（１）　指定管理施設を利用する者への利便の提供に関する業務
（２）　指定管理施設の利用の促進に関する業務
（３）　指定管理施設の使用の許可に関する業務
（４）　指定管理施設の利用料金（第20条第１項に規定する利用料金をいう。）の徴収に関する業務
（５）　指定管理施設の施設、設備及び備品（以下「指定管理施設の施設等」という。）の維持管理及び修繕に関する業務
（６）　前各号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理に関し、管理者が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第７条　第５条の規定による指定を受けようとする法人その他の団体（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）

第８条　管理者は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、指定管理施設を最も適切に管理できると認める者を指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

（１）　事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
（２）　事業計画書の内容が、指定管理施設の施設等の適切な維持管理をすることができるものであること。
（３）　事業計画書の内容が、指定管理施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
（４）　申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
（５）　民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

（６）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
（７）　国税若しくは地方税又は使用料（第16条に規定する使用料をいう。）を滞納していない者であること。
２　管理者は、前項の規定により申請の内容を審査するときは、審査委員会を開催するものとし、その審査内容を尊重して、指定管理候補者を選定するものとする。
３　審査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。
（１）　境港管理組合の職員
（２）　学識経験者
（３）　公認会計士又は税理士
（４）　指定管理施設に関する有識者
（指定管理者の管理の期間）
第９条　指定管理者が第６条各号に掲げる業務を行う期間は、前条第１項の規定による管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の４月１日（当該指定を受けた日が４月１日である場合は、当該日）から５年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。
（指定の公示等）
第10条　管理者は、第８条第１項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公示しなければならない。自治法第244条の２第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。
（協定の締結等）
第11条　管理者は、指定管理者指定管理施設の管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。
２　前項の協定で定める事項は次のとおりとする。
（１）　指定管理施設の管理に関する事項
（２）　自治法第244条の２第７項の事業報告書に関する事項
（３）　管理者が支払うべき管理の業務に係る費用又は指定管理者が納付すべき金額に関する事項
（４）　指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
（５）　管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
（６）　その他管理者が別に定める事項
３　指定管理者は、港湾法その他の関係法令、この条例及び協定を遵守し、指定管理施設の管理の業務を適切に行わなければならない。
（指定管理者の秘密保持義務）
第12条　指定管理者及びその職員並びにこれらの者であった者は、指定管理施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は指定管理施設の管理以外の目的に利用してはならない。

第３章　港湾施設の使用の許可等

（使用の許可）
第13条　港湾施設を使用しようとする者は、委員会（指定管理施設にあっては、指定管理者があるときは指定管理者。次項、第24条から第26条まで、第27条第１項、第29条及び第30条第２項から第５項までにおいて同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常の用途に使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。
２　委員会は、前項の規定に基づく許可の申請があった場合であって、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。
（１）　港湾施設をき損し、又は汚損するおそれがあるものであるとき。
（２）　港湾施設の能力に照らして適切でないものであるとき。
（３）　港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれがあるものであるとき。
（４）　爆発物その他取扱上危険を伴う物件を携帯し、又は運搬するものであるとき。
（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
（６）　前各号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用又は保全に支障を与えるおそれがあるものであるとき。

３　委員会は、第１項の規定に基づく許可に際し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、制限区域若しくは制限区域外の使用を指定し、又は使用する港湾施設を指定することができる。
（１）　犯罪捜査のために警察機関から船舶の係留施設の指定について要請があった場合
（２）　関税法（昭和29年法律第61号）第121条第１項に規定する臨検、捜査又は差押のために税関職員から船舶の係留施設の指定について要請があった場合
（３）　海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第17条第１項に規定する立入検査のために海上保安官から船舶の係留施設の指定について要請があった場合
（４）　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第31条第１項に規定する臨検、捜査又は押収のために入国警備から船舶の係留施設の指定について要請があった場合
（５）　その他委員会が港湾施設の保安の確保のため特に必要があると認めた場合

（使用の制限）

第14条　港湾施設を使用する者は、貨物又は貨物から離脱する物をみだりに散乱させ、又は散乱したものを放置してはならない。

第15条　港湾施設において次の各号に掲げる物を荷役し、又は蔵置してはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りでない。
（１）　爆発物又は危険を伴う可燃物
（２）　病原微生物により汚染されたもの
（３）　不潔なもの又は腐敗し、若しくは変敗したもの
（４）　他の貨物をき損し、又は汚損するおそれがあるもの
（５）　港湾施設をき損し、又は汚損するおそれがあるもの

第４章　使用料等

（使用料）

第16条　管理者は、第13条第１項の規定により港湾施設（指定管理者が指定管理施設を管理する場合にあっては、当該指定管理施設を除く。）の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から別表第１、別表第２及び別表第３に定めるところにより使用料を徴収する。

（使用料の還付）

第17条　既納の使用料は、還付しない。ただし管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第18条　管理者は、次に掲げる場合においては、使用料を減免することができる。
（１）　国又は地方公共団体の船舶が公用のため係留施設を使用するとき。
（２）　その他管理者が特別の理由があると認めるとき。

（使用料の徴収の猶予）

第19条　管理者は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予することができる。

（利用料金）

第20条　第13条第１項の規定により指定管理者の許可を受けて指定管理施設を利用する者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、別に定めるところにより、指定管理者に納付しなければならない。

２　利用料金は、境港公共マリーナにあっては別表第２、境夢みなとターミナルにあっては第16条の２及び別表第３の規定により算出される額の範囲内において、指定管理者があらかじめ管理者の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

３　管理者は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

４　利用料金は、協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

５　指定管理者は、あらかじめ管理者の承認を得て定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付し、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は利用料の徴収を猶予することができる。

６　指定管理者は、協定で定める額を、管理組合に納付するものとする。

第５章　工作物等の設置の許可等

（工作物等の設置の許可）

第21条　港湾施設に工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）を設置しようとする者は、委

員会の許可を受けなければならない。設置した工作物等を改築し、移転し、又は除去しようとするときも同様とする。

（許可に基づく地位の承継）

第22条　相続人、合併により設立される法人その他の第13条第１項及び前条の許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していたこれらの規定による許可に基づく地位を承継する。

２　前項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に委員会にその旨を届け出なければならない。

（権利の譲渡）

第23条　第13条第１項の許可に基づく権利は、委員会の承認を受けなければ、譲渡することができない。

２　前項の権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

（船舶の移動の命令）

第24条　委員会は、港湾施設の効率的な利用又は安全の確保を図るため必要があると認めるときは、停泊している船舶に対し移動を命ずることができる。

（漂流物等の届出等）

第25条　航路又は泊地において、漂流物、沈没物その他の物件が港湾施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該物件を漂流させ、若しくは沈没させた者又は当該物件を所有し、若しくは占有する者は、直ちにその旨を委員会に届け出るとともに、その指示に従い当該物件を除去しなければならない。

（許可等の条件）

第26条　委員会は、この条例に基づく許可又は承認には、必要な条件を附することができる。

２　前項の条件は、適正な港湾施設の管理を確保するため必要な最少限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課するものであってはならない。

（許可の取消等）

第27条　委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の中止、工作物等の改築、移転若しくは除去、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは港湾施設を原状に回復することを命ずることができる。

（１）　この条例の規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物等を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物等を使用する権利を取得した者

（２）　この条例の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者

（３）　詐欺その他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けた者

（４）　管理者が指定する期日までに使用料を納付しない者

２　委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

（１）　許可又は承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

（２）　許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があったとき。

（３）　洪水、高潮その他の天然現象により港湾施設の状況が変化したことにより、許可又は承認に係る工事その他の行為が港湾管理上著しい支障を生ずることとなったとき。

（４）　港湾工事のためやむを得ない必要があるとき。

（５）　前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

（損失の補償）

第28条　委員会は、前条第２項第４号又は第５号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を

補償しなければならない。
２　委員会は、前項の規定により委員会が補償すべき損失が、前条第２項第５号に該当するものとして同項の規定による処分があったことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
３　管理者は、自治法第244条の２第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損失が生じても、その補償の責めを負わない。
（原状回復の義務）
第29条　使用者は、港湾施設の使用期間が満了したとき、港湾施設の使用を廃止したとき、又は第27条の規定により使用の許可を取り消されたとき（指定管理者にあっては、その指定の期間が満了したとき又は自治法第244条の２第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたとき）は、直ちに当該港湾施設を原状に回復し、委員会の検査を受けなければならない。ただし、委員会が港湾施設の管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。
（監督処分）
第30条　委員会は、第３条第１項ただし書に規定する場合を除き、制限区域内に立ち入ろうとする者又は立ち入った者に対し、制限区域内への立入りの中止、制限区域からの退去その他必要な措置を命ずることができる。
２　委員会は、第４条各号に掲げる行為（以下「禁止行為」という。）をしようとする者又は禁止行為をした者に対し、禁止行為の中止、港湾施設からの退去その他必要な措置を命ずることができる。
３　委員会は、第14条の規定に違反した者に対し、放置した物の除去を命ずることができる。
４　委員会は、第15条ただし書の規定による許可を受けずに同条各号に掲げる物を荷役し、又は蔵置した者に対し、荷役の中止、蔵置した物の除去その他必要な措置を命ずることができる。
５　委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可又は承認を受けないでする行為の中止、既に設置した設備の除却その他必要な措置を命ずることができる。
（１）　第13条第１項の許可を受けないで港湾施設を使用した者
（２）　第21条の許可を受けないで工作物等を設置し、又は変更した者
第６章　罰則
（罰則）
第31条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。
（１）　第23条第１項の規定に違反して権利を譲渡した者
（２）　第24条の規定による委員会の命令に従わない者
（３）　前条第１項から第５項までの規定による委員会の命令に従わない者
第32条　詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。
第７章　雑則
（委任）
第33条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（境港港湾施設使用料条例等の廃止）
２　次に掲げる条例は、廃止する。
（１）　境港港湾施設使用料条例（昭和33年４月境港管理組合条例第２号）
（２）　境港港湾管理条例（昭和33年４月境港管理組合条例第19号）
附　則（昭和47年４月１日条例第５号）
この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
附　則（昭和48年３月26日条例第３号）
この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附　則（昭和49年３月13日条例第４号）
この条例は、昭和49年３月15日から施行する。
附　則（昭和49年８月２日条例第８号）
この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
附　則（昭和49年10月28日条例第９号）
この条例は、昭和49年12月１日から施行する。
附　則（昭和50年３月14日条例第１号）
この条例は、昭和50年５月１日から施行する。
附　則（昭和50年７月21日条例第３号）
この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
附　則（昭和51年６月17日条例第６号）
１　この条例は、昭和51年10月１日から施行する。
２　この条例の施行の際、現に改正前の規定により許可を受けている者に係る使用料については、昭和52年３月31日までの間は、なお従前の例による。
附　則（昭和53年10月11日条例第３号）
この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
附　則（昭和54年３月12日条例第１号）
この条例は、昭和54年５月１日から施行する。
附　則（昭和55年３月28日条例第１号）
１　この条例は、昭和55年５月１日から施行する。ただし、別表の備考の５の（６）の規定は、昭和55年10月１日から施行する。
２　別表中岸壁、物揚場及び護岸のうち、けい留の項並びに引船の項の使用料については、昭和55年９月30日までの間は、改正前の使用料を適用する。
附　則（昭和55年６月５日条例第２号）
この条例は、昭和55年８月１日から施行する。
附　則（昭和57年７月31日条例第２号）
この条例は、昭和57年９月１日から施行する。
附　則（昭和57年11月30日条例第４号）
この条例は、昭和58年１月１日から施行する。
附　則（昭和58年３月17日条例第２号）
この条例は、昭和58年５月１日から施行する。
附　則（昭和59年７月28日条例第５号）
この条例は、昭和59年９月１日から施行する。
附　則（昭和59年11月６日条例第７号）
この条例は、昭和60年１月１日から施行する。
附　則（昭和60年12月７日条例第１号）
この条例は、昭和61年２月１日から施行する。
附　則（昭和61年11月14日条例第２号）
この条例は、昭和62年１月１日から施行する。
附　則（昭和62年３月17日条例第１号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和63年３月24日条例第１号）
この条例は、昭和63年５月１日から施行する。
附　則（平成元年３月28日条例第10号）
この条例は、平成元年５月１日から施行する。
附　則（平成２年１月31日条例第３号）
この条例は、平成２年３月１日から施行する。
附　則（平成２年３月22日条例第４号）
この条例は、平成２年５月１日から施行する。
附　則（平成４年３月26日条例第６号）

この条例は、平成４年５月１日から施行する。
附　則（平成５年３月25日条例第８号）
この条例は、平成５年４月１日から施行する。
附　則（平成６年１月28日条例第５号）
この条例は、平成６年３月１日から施行する。
附　則（平成８年３月27日条例第６号）
（施行期日等）
この条例は、平成８年５月１日から施行する。
附　則（平成９年３月27日条例第３号）
この条例は、平成９年５月１日から施行する。
附　則（平成10年３月23日条例第４号）
（施行期日等）
この条例は、平成10年５月１日から施行する。
附　則（平成11年３月10日条例第２号）
この条例は、平成11年５月１日から施行する。
附　則（平成12年３月29日条例第４号）
この条例は、平成12年４月１日から施行する。
附　則（平成13年３月29日条例第５号）
この条例は、平成13年４月１日から施行する。
附　則（平成13年11月14日条例第７号）
（施行期日）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成14年３月26日条例第17号）
この条例は、平成14年４月１日から施行する。
附　則（平成15年３月12日条例第６号）
この条例は、平成15年４月１日から施行する。
附　則（平成15年７月11日条例第９号）
１　この条例は、平成15年８月１日から施行する。
２　改正後の境港港湾施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる改正後の境港港湾施設条例第３条第１項の許可の申請について適用し、同日前に行われた改正前の境港港湾施設条例第３条の許可の申請については、なお従前の例による。
附　則（平成16年３月24日条例第３号）
この条例は、規則で定める日から施行する。（平成16年港湾管理委員会規則第２号で、平成16年６月23日から施行）
附　則（平成16年５月21日条例第５号）
（施行期日）
１　この条例は、平成16年７月１日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附　則（平成18年１月31日条例第３号）
この条例は、平成18年４月１日から施行する。
附　則（平成18年11月15日条例第11号）
この条例は、平成19年１月１日から施行する。
附　則（平成19年３月16日条例第12号）
（施行期日）
１　この条例は、平成19年４月16日から施行する。
（経過措置）
２　この条例による改正後の境港港湾施設条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第３条第１項の許可を受ける者の当該許可に係る使用料について適用し、同日前にこの条例による改正前の境港港湾施設条例第３条第１項の許可を受けた者の当該許可に係る使

用料については、なお従前の例による。

附　則（平成20年４月１日条例第７号）

（施行期日）

１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に改正前の境港港湾施設条例の規定によりされた許可その他の行為は、改正後の境港港湾施設条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附　則（平成20年11月20日条例第10号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成21年港湾管理委員会規則第３号で、平成21年７月１日から施行）

附　則（平成20年11月20日条例第11号）

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年11月10日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年３月24日条例第５号）

この条例は、平成22年５月１日から施行する。

附　則（平成22年６月28日条例第７号）

（施行期日）

この条例は、平成22年７月28日から施行する。

附　則（平成25年３月27日条例第２号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月28日条例第２号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。ただし、第１条の規定は、平成26年５月１日から施行する。

附　則（平成26年11月10日条例第６号）

（施行期日）

この条例は、平成26年12月10日から施行する。

附　則（平成27年10月４日条例第６号）

この条例は、平成27年11月３日から施行する。

附　則（平成29年４月１日条例第５号）

（施行期日）

この条例は、平成29年５月１日から施行する。

附　則（平成31年３月８日条例第１号）

この条例は、平成31年10月１日から施行する。

附　則（令和元年７月１日条例第５号）

改正

令和元年11月18日条例第７号

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第２条の規定　令和元年８月１日

（２）　第３条の規定（第16条の次に１条を加える改正規定及び第20条第１項の改正規定を除く。）　令和２年４月１日

（３）　第３条の規定（第16条の次に１条を加える改正規定及び第20条第１項の改正規定に限る。）　規則で定める日

２　前項第２号に定める日から同項第３号に定める日の前日までの間における境港港湾施設条例第20条第２項の規定の適用については、同項中「第16条の２及び別表第３」とあるのは、「別表第３」とする。

附　則（令和元年11月18日条例第６号）

この条例は、令和元年12月18日から施行する。

附　則（令和元年11月18日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年11月２日条例第７号）

この条例は、令和２年12月２日から施行する。

別表第１（第16条関係）

１　港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種類	種別	単位	使用料の算定区分		使用料	
					単位	金額
岸壁、物揚場及び護岸	係留	１トン	総トン数が５トン以上の船舶	内航船舶	１係留（６時間未満）につき	３円30銭
					１係留（６時間以上12時間未満）につき	４円95銭
					１係留（12時間以上24時間以下）につき	６円60銭
				外航船舶	１係留（６時間未満）につき	３円
					１係留（６時間以上12時間未満）につき	４円50銭
					１係留（12時間以上24時間以下）につき	６円
				定期船	１係留（６時間未満）につき	１円98銭
					１係留（６時間以上12時間未満）につき	２円96銭
					１係留（12時間以上24時間以下）につき	３円95銭
	一般使用	１平方メートル	貨物の積卸しをする日を除き15日まで		１日につき	６円60銭
			貨物の積卸しをする日を除き16日以上			８円80銭
係船浮標	係船		総トン数が3,000トン未満の船舶	内航船舶	１係留（24時間までごと）につき	3,960円
				外航船舶		3,600円
			総トン数が3,000トン以上5,000トン未満の船舶	内航船舶		5,830円
				外航船舶		5,300円
			総トン数が5,000トン以上10,000トン未満の船舶	内航船舶		8,690円
				外航船舶		7,900円
			総トン数が10,000トン以上	内航船舶		14,630円

				の船舶	外航船舶		13,300円
上屋	貨物	一般使用	１平方メートル	３日まで		１日につき	７円64銭
				３日を超えて15日まで			11円
				15日を超えて30日まで			18円64銭
				30日を超えるもの			26円38銭
		専用使用	１平方メートル	１号上屋		１月につき	181円50銭
				２号、３号及び４号上屋			319円
コンテナ上屋	倉庫	一般使用	１平方メートル			１日につき	18円64銭
		専用使用				１月につき	565円38銭
	管理棟	専用使用				１月につき	1,505円90銭
国際コンテナターミナル管理棟			１平方メートル			１月につき	1,089円81銭
国際旅客ターミナル			１平方メートル			１月につき	1,035円83銭
くん蒸施設			１トン	くん蒸１回につき			181円50銭
野積場		未舗装	10平方メートル	30日まで		１日につき	11円
				30日を超えるもの			15円38銭
		舗装		30日まで			22円
				30日を超えるもの			33円
		国際コンテナターミナルにおけるコンテナ蔵置	１個	20フィート換算によるコンテナ		１日につき	78円43銭
貯木場		水面貯木場	１平方メートル			１月につき	16円50銭
冷凍コンテナ電源施設						１個１時間につき	246円48銭
船舶給水施設			１立方メートル	勤務時間内	内航船舶		577円50銭
					外航船舶		525円
				勤務時間外	内航船舶		865円70銭
					外航船舶		787円
荷役機械		ガントリークレーン				１時間につき	51,750円93銭
		ジブクレーン					12,815円
		多目的フォークリフト					5,447円４銭
		グラブバケット（ＰＫＳ荷役用）					5,100円
計量器						１回につき	230円19銭
測定機器		放射線検知器				１回につき	1,120円37銭

２　港湾施設用地

港湾施設の種類	種別		単位	使用料の算定区分	使用料		
					単位	金額	
						非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの
港湾施設用地	一般使用		１平方メートル	１等地	１日につき	—	３円
				２等地		—	２円
	専用使用		１平方メートル	１等地	１月につき	84円	92円
				２等地		53円	58円
	柱類建設	電柱	１本	第１種電柱	１年につき	630円	693円
				第２種電柱		970円	1,067円
				第３種電柱		1,300円	1,430円
		その他の柱類	１本			56円	61円
	管類埋設		１メートル	外径0.4メートル未満	１年につき	130円	143円
				外径0.4メートル以上１メートル未満		340円	374円
				外径１メートル以上		670円	737円
	看板及び広告塔の建設		表示面積１平方メートル		１年につき	2,000円	2,200円

備考

１　料金の算定に当たり、１時間未満、１トン未満、10平方メートル未満、１平方メートル未満、１立方メートル未満、１メートル未満、１月未満又は１日未満の端数は、それぞれ１時間、１トン、10平方メートル、１平方メートル、１立方メートル、１メートル、１月又は１日として計算するものとし、料金が年額で定められているものの使用期間が１年に満たないときは、月割りで計算するものとし、１月未満の端数は、１月として計算するものとする。

２　使用料の額が100円未満となるときは、100円とする。

３　船舶給水施設の使用料の算定の基礎となる給水量は、境港管理組合所定の量水器により算定するものとする。

４　港湾施設用地の項中１等地とは鳥取県側をいい、２等地とは島根県側をいう。

５　第１種電柱とは、電柱のうち３条以下の電線を支持するものを、第２種電柱とは、電柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電柱とは、電柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

６　柱類については、支柱及び支線もそれぞれ１本とみなし、Ｈ型は柱類２本分として計算するものとする。

７　船舶給水施設の料金算定については、次の基準による。

（１）　執務時間とは、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び12月29日から同月31日までの日を除き８時30分から17時15分までとする。

（２）　執務時間外とは、執務時間内以外の時間をいう。

８　外航船舶とは、専ら、本邦と本邦以外の地域の港の間にわたって行われる旅客及び貨物の輸送の用に供される船舶で、海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づく船舶事業者の船舶をいう。

９　係留施設の加算料金算定については、24時間を超えるときは、６時間ごとに内航船舶においては１円65銭、外航船舶においては１円50銭、定期船においては97銭を加算するものとする。

10　係留には、船舶を直接岸壁等に係留しないで他の船舶の外側に係留して当該施設を使用する場合も含む。

11　この表において、「非課税とされるもの」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第６条第１項の規定により非課税とされるものをいう。

12　一般使用とは、使用期間が１月未満のものをいい、専用使用とは使用期間が、１月以上のものをいう。

別表第２（第16条関係）

港湾施設の種類	使用区分		使用料の算定区分	使用料	
				単位	金額
マリーナ管理棟	艇庫	専用使用	１区画	１月につき	10,083円
				１年につき	121,000円
	研修室		９時から12時まで	１室につき	2,536円
			13時から17時まで		3,626円
			18時から22時まで		3,626円
			９時から22時まで		8,465円
			18時から翌日９時まで	１人につき	460円
	炊事室			１時間につき	2,106円
	食事室				1,320円
	ロッカー	専用使用		１個１月につき	597円
				１個１年につき	2,420円
	シャワー			１人１回につき	126円
	その他の施設	専用使用	１平方メートル	１月につき	550円
マリーナ多目的施設	シャワー			１人１回につき	126円
	ドライルーム		１室につき	５時間未満につき	700円
				１日につき	1,400円
マリーナ新艇庫	艇庫	専用使用	１区画	１月につき	10,083円
				１年につき	121,000円
	その他の施設	専用使用	１平方メートル	１月につき	550円
係留施設	一般使用		艇長　６メートル未満	１日につき	1,005円
			艇長　６メートル以上８メートル未満		1,497円
			艇長　８メートル以上10メートル未満		1,833円
			艇長　10メートル以上		2,156円
	専用使用		艇長　６メートル未満	１月につき	10,056円
				１年につき	100,558円
			艇長　６メートル以上８メートル未満	１月につき	14,980円
				１年につき	149,804円
			艇長　８メートル以上10メートル未満	１月につき	18,333円
				１年につき	183,333円
			艇長　10メートル以上	１月につき	21,580円
				１年につき	215,804円
船舶保管施設	一般使用	ディンギー型ヨット及び漕艇		１日につき	449円
		その他の船	艇長　６メートル未満		964円

		舶	艇長　６メートル以上 ８メートル未満		1,424円
			艇長　８メートル以上 10メートル未満		1,749円
			艇長　10メートル以上		2,052円
	専用使用	ディンギー型ヨット及び漕艇		１月につき	4,504円
				１年につき	45,039円
		その他の船舶	艇長　６メートル未満	１月につき	9,636円
				１年につき	96,362円
			艇長　６メートル以上 ８メートル未満	１月につき	14,247円
				１年につき	142,470円
			艇長　８メートル以上 10メートル未満	１月につき	17,494円
				１年につき	174,941円
			艇長　10メートル以上	１月につき	20,533円
				１年につき	205,333円
揚降施設	揚艇又は降艇			１回につき	1,467円
船舶給水施設			0.2立方メートル未満		105円
			0.2立方メートル以上	0.1立方メートルにつき	52円
陸上電気施設				１時間あたり	157円
キャンプ場			１区画	24時間につき	1,047円
多目的広場			全面	１時間につき	1,047円
			２分の１面	１時間につき	524円

備考　１　料金の算定に当たり、１月未満、１日未満、24時間未満、１時間未満又は0.1立方メートル未満の端数は、それぞれ１月、１日、24時間、１時間又は0.1立方メートルとして計算するものとし、料金が年額で定められているものの使用期間が１年に満たないときは月割りで計算するものとし、１月未満の端数は１月として計算するものとする。

２　一般使用とは、使用期間が１月未満のものをいい、専用使用とは、使用期間が１月以上のものをいう。

３　ディンギー型ヨットとは、艇長６メートル未満のヨットで、センターボードの上げ下ろしが手動でできるものをいう。

４　船舶保管施設の使用許可を受けている船舶が、出港又は陸揚げの準備のため、係留施設を一時的に使用する場合には、当該係留施設の使用料は徴収しない。

５　係留施設又は船舶保管施設を専用使用する場合には、揚降施設、船舶給水施設及び陸上電気施設の使用料は徴収しない（営利を目的として使用する場合を除く。）。

６　青少年の研修、ヨットの合宿、大会等で宿泊する場合の研修室、食事室及び炊事室の使用料並びに宿泊料については、30％減額するものとし、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

７　炊事室の使用料には光熱水費を、宿泊料には炊事室の使用料を含む。

８　管理棟内各施設についての使用時間の延長に当たっては、１時間までごとに１時間当たりの金額を加算する。

９　管理棟内の施設の使用が営利目的の場合は、当該施設の使用料と同額の金額を加算した額の使用料を徴収する。

10　マリーナ管理棟研修室及び食事室を使用する際に空調設備を使用した場合は、当該施設の使用料に25％を加算した額の使用料を徴収する。

別表第３（第16条関係）

港湾施設の種類	使用区分		使用料の算定区分	使用料	
				単位	金額
旅客上屋	事務室		１平方メートル	１月につき	1,965円
	展望デッキ		１平方メートル	１時間につき	2.7円
				１日につき	65円
	屋内床面	一般使用	１平方メートル	１日につき	70円
		専用使用		１月につき	2,111円
	屋内壁面	一般使用	１平方メートル	１日につき	35円
		専用使用		１月につき	1,056円
	会議室		１室	１時間につき	720円
	大型映像装置		１画面	１時間につき	70円
				１日につき	600円
その他の施設			１平方メートル	１日につき	３円

備考

１　料金の算定に当たり、１月未満、１日未満、１時間未満又は１平方メートル未満の端数は、それぞれ１月、１日、１時間又は１平方メートルとして計算するものとする。

２　使用料の額が100円未満となるときは、100円とする。

３　一般使用とは使用期間が１月未満のものをいい、専用使用とは使用期間が１月以上のものをいう。

４　屋内壁面の使用が営利目的の場合は、当該施設に係る使用料の10倍の金額の使用料を徴収する。